

目次

1. 植田油脂株式会社を訪問して (2)

廃食用油はリサイクルすれば石鹼やインクの原料になり、バイオディーゼル燃料は飛行機も飛ばすことができます。リサイクルの現状は、事業系は95%がリサイクルされていますが、家庭系はわずか10%、後の90%は廃棄されているのです。植田油脂(株)さんは事業系だけではなく家庭系の廃食用油の回収に力を入れておられ、「コネコネマイ石鹼」を用いて、回収量上げるための啓発活動にも熱心に取り組んでおられます。

2. 加藤さんのコラム 夢見る77歳——大型災害救助船

2024年1月、最大震度7の地震が能登半島を襲い、9月には復興もままならない地域が今度は線状降水帯による記録的な大雨に見舞われ、仮設住宅が浸水するなど甚大な土砂災害が出ました。地球温暖化の影響で海面温度が上昇し線状降水帯の発生が増加しています。災害に遭った方たちを守る、こんな心強い大型災害救助船が現れたら・・・と切に願います。

3. 奈良市の焼却工場移転問題 (その2)

当初、近隣4市町とのごみ処理広域化をめざす目的で七条地域が候補地になりましたが、広域化が頓挫。この地域の近くには大和郡山市の焼却工場があり、市長の「2本の煙突は建てない」との公約は反故になりました。七条地域の住民感情は一気に悪化し、議会を動かす結果となりました。もめにもめている、この問題、市長は森住委員を策定委員として不再任の意向を示しました。今後の動向が注目されます。

植田油脂株式会社を訪問して（2） ～進む廃食用油のリサイクル～

前号に続き植田油脂株式会社（以下、植田油脂）の取り組みや、廃食用油リサイクルの現状等について報告します。

① 植田油脂は大阪府内各市と廃食用油のリサイクルに関する協定を締結しています。

（提携の趣旨）

・これまで市内の一般家庭で発生した使用済みのてんぷら油等の廃食用油は、凝固剤で固めたり、紙に吸わせたりするなどした後「一般ごみ」として収集していました。今後は、市役所（本館1階）の他、スーパー、保育所、薬局などに設置する回収ボックス（※下記回収拠点参照）を利用することで、車や航空機の燃料としてリサイクルされます。（大東市ホームページ）



（現在府内で、植田油脂と提携等が行われている市）

- ・大東市（令和5年12月1日） ・富田林市（令和6年1月18日） ・柏原市（令和6年5月27日）
- ・門真市（令和6年5月30日） ・羽曳野市（令和6年5月31日）
- ・東大阪市（令和6年8月5日）



今後も植田油脂と廃食用油のリサイクルに関する協定を締結する市町村が増えていくと思われます。東大阪市では、令和6年度第3回定例会 本会議個人質問において中西議員が「植田油脂と提携した廃食用油について」個人質問を行うとともに、環境産業委員会において

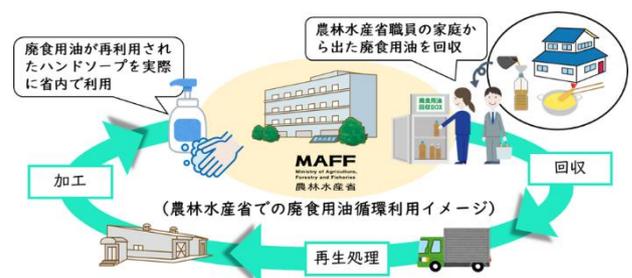
「植田油脂との今後の協働をどのように図るとともに、市民への周知・啓発を行うのか。回収スポットの拡充はどうするのか。」など質疑が行われました。現在の東大阪市内の回収スポットは4か所（9月市政だより）ですが、市として今後、回収スポットを増やす具体的な取り組みは示されておらず「市民への周知徹底に努める」に留まっています。全国で500以上の市町村において様々な仕組みで廃食用油の回収と資源利用が行われています。市民との協働が最も求められる行政組織が、より前向きに廃食用油リサイクルへ取り組んで欲しいと思います。

【事例】（農水省.令和6年6月21日.資料）

・2024夏、農林水産省も始めます！ 廃食用油×MAFF チャレンジ・農林水産省でも、職員の家から出た廃食用油を回収し、資源としての循環利用に取り組みます！

・千代田区では、区役所庁舎や千代田清掃事務所、区の出張所等の複数の公共施設を回収拠点とし、区民から廃食用油を回収。

・札幌市では、廃食用油の資源化事業者が、同市内のスーパーやホームセンター等、市内約400箇所で家庭から出た廃食用油を無料で回収。札幌市も、区役所をはじめとした市有施設に回収ボックスを設置し、この活動に協力。



② 東大阪市内の廃食用油回収拠点 ライフ花園中央公園店

ライフ花園中央公園店は、令和2年9月17日に東大阪市の花園中央公園内にオープンしました。

すぐ近くには花園ラグビー場があり、年末・年始は全国から多くの方が訪れるお店です。廃食用油の回収はオープン当初から行われており、買い物に来られた方がペットボトルに廃食用油を入れて

専用のボックスに入れるようになっていきます。ライフでは府内店舗で廃食用油の回収を行っており、石鹼や飼料としてリサイクルしています。

お店の方にお話をお聞きしますと、この廃食用油を持ってきてくださる方は、環境に対する意識の高い方とのことで、ポイントが付与されたり、何かもらえるものではないとのことでした。



ごみ庫にある廃食用油ペットボトル



廃食用油回収 BOX

③ 植田油脂、食廃用油リサイクルイベントへ行ってきました

9月14日(土) イオンモール四条畷店 環境について考えよう～石鹼イベント～ “コネコネ”マイせつけん作り

イオンモール四条畷ではSDGsに関連したイベントが数多く行われています。このイベントはイオンから依頼があって出展したとのことでした。子ども連れの家族の方々が次々に来られていました。秋は行政の主催するイベントへの出展依頼も多くあり社員の方々は休日返上で準備・開催をされています。植田油脂は、愛知万博「愛・地球博」の参加から大阪万博への参加協力まで約20年になりますが、様々な環境フェスタに参加されてきました。



イオンモール四条畷店

④ 廃食用油の利用について

食用油脂の種類	特徴	例
植物油脂	主に植物の種子から抽出される油脂。常温で液体。	なたね油、大豆油、ごま油、パーム油、オリーブオイル等
動物油脂	動物から抽出される油脂。常温で固まる性質を持つ。	豚脂、牛脂、ラード、バター、魚油等

(年間) 日本の廃食用油リサイクル推計 (全国油脂事業協同組合連合会、資料より)

事業系 年40万トン	飼料原料 20万トン 鶏。豚などのエサの原料に利用	家庭系 年10万トン	燃料原料 1万トン 一部の自治体や事業者などで取組
飲食店・スーパー 食品工場・コンビニ 給食などから 排出	工業原料 5万トン 塗料・脂肪酸製品などの原料に利用	少量のため回収困難 自治体・NPOなどが 協力して回収するか 回収ステーション設置	廃棄 9万トン 家庭ごみに混ぜて排出 焼却処分
年2万トン 廃棄・未利用	燃料原料 1万トン BDF・ボイラーなどの原料に利用	BDF (Bio Diesel Fuel) とは、バイオディーゼル燃料で、軽油代替燃料のことです。	
	燃料原料 12万トン 国外輸出		

- 約10年前、事業系廃食用油の70%は飼料原料として利用(配合飼料添加)されていましたが、現在は約50%に減少しました。国外輸出がその主な原因です。次号へ

(杉本 照夫記)

夢見る 77 歳----大型救助船

加藤 昌彦

このタイトル、誤植ではないかと思われた方がおられたかと思います。夢見る乙女なら分かるが・・・と。私もそう思います。

ところで、この8月8日に宮崎県で震度6弱の地震がありました。その後、気象庁が南海トラフ地震（巨大地震）警戒の臨時情報を発表しました。1週間、特段のこともなく過ぎました。警戒は15日に解除されましたが、しかし、これで海水浴など行楽などに、経済的打撃を与えてしまいました。

政府が南海トラフの警戒をしすぎたためです。コロナと同じで、政府の警報で打撃を受けると、補償問題が起こります。政府もたいへんです。

警報が解除される前、大阪市の街宣カーが警戒を呼び掛けて走っていました。私は災害危険地域に住んでいるので、警報には敏感です。私の仕事場は淀川にかかる伝法大橋（長さ780m）のすぐ近くの、堤防から50mのところ。そして、海拔はなんとマイナス2.5m。南海トラフが起これば、津波によって甚大な被害が予想されます。また線状降水が襲うと、たちまち水が溢れる危険性があります。

仕事場には大事な資料があり、これを津波の餌食にはできません。この大阪市の街宣を聞いた日から、2週間、時間を作って一時預かりの貴重な資料を整理し、段ボールで10箱にし、安全な所へ送りました。その間、カチカチ山の狸のような気分でした。

日本は火山大国であり、高低差のきつい河川が毎日、上流から下流まで急流で大地を削っており、常に自然災害がまっています。

能登半島の人たちは今年、2回にわたる大災害を受けました。見るも聞くも胸が痛みます。災害を受けられた人々に、緊急の特別対策が必要です。対して日本の災害救助の手当は手薄い。

それなのに、軍事費はうなぎ上り。軍事費はいくら注いでも、穴のあいたザルに水を入れるようなもので、入れれば入れるほど、もっと求められるようになります。相手の国も軍事費を増やして、緊張と戦争の危険が高まるばかりとなります。

1950年に朝鮮戦争が起こった時、全国水平社という自主的部落解放運動の創始者のひとり、西光万吉という方は、世界平和の構築に、途上国への無償の技術援助をしようと提案しました。

それから70年たった現在なら、どのような提案をするか。それで今回のタイトル、夢見る77歳が登場します。災害救助のために急遽、駆けつける、大型救助船の登場です。

かつて自衛隊が軍服を着たまま外国に行って、災害地に駆けつけたことがありました。日本の軍隊がアジアで過去にどのようなことをしたか、その過酷な歴史を消去してきたことが露呈しました。

私の夢は、特別に災害救助専門の訓練を積んだ組織によって、災害救助のために駆けつける大型救助船の建造です（飛行部隊も？）。ヘリコプターや自動車などを積込み、食糧を満載し、病人の治療を専門的に行う医療スタッフ、医療設備を備え、そして、臨時の宿泊設備をもつ大型救助船です。夢見る77歳の老人が夢みたいなことを書きました。御免。

大雨被害の概況(R6.9)



石川県 HP より

2024年度地球環境基金助成事業

参加費無料!

2024年度ごみ減量連続セミナー

2025年 大阪・関西万博とごみ・環境問題

いよいよ来年に迫った2025年大阪・関西万博、いろいろな話題が飛び交っていますが、せっかく半年間にわたって世界中からお客さんが集まる一大イベント。ごみ問題や環境問題に対する日本の先進的な取り組みを国内外にアピールしたいところです。この連続セミナーでは、主催者である博覧会協会、出展企業、市民団体などさまざまな立場から万博でのごみ・環境問題に関わる方々を講師にお招きします。

どなたでも参加大歓迎!

会場 TKP大阪本町カンファレンスセンター 会議室
会議室 カンファレンスルーム3E
大阪メトロ日本町駅 12番出口、徒歩1分 大阪DICEビル3階
※いつもは梅田周辺の会場でしたが、今年度は変更になりましたのでご注意ください。

定員 60名(先着順) 日程と各回のテーマ・講師

<p>第1回 2024.11.8 金 午後2時15分～4時45分</p> <p>万博での廃棄物・環境対策</p> <p>福原 利樹さん 公益社団法人2025年日本国際博覧会協会 企画・特設可能性調査推進部 課長代理</p>	<p>第2回 2024.12.20 金 午後2時15分～4時45分</p> <p>ブルーオーシャン・ドームでの取り組み</p> <p>山本 麻里子さん サラヤ株式会社 社長付 万博・環境担当</p>	<p>第3回 2025.1.17 金 午後2時15分～4時45分</p> <p>万博でのリユース食器の活用</p> <p>太田 航平さん NPO法人地球環境デザイン研究所ecotone 代表理事</p>	<p>第4回 2025.2.7 金 午後2時15分～4時45分</p> <p>SDGs万博市民アクション</p> <p>武田 かおりさん NPO法人AMネット 事務局長 正阿彌 素子さん NPO法人よなかESDネットワーク 理事</p>	<p>第5回 2025.2.26 水 午後2時15分～4時45分</p> <p>※この回のみ水曜日の開催ですのでご注意ください。 万博会場でのごみ減量の取り組み</p> <p>[CHECK!] この回は万博本番でごみ減量の取り組みに関わっていただくボランティアの説明会も兼ねています。万博での環境活動に直接参加してみたいという方は、ぜひご参加ください。</p> <p>浅利 美鈴さん 総合地球環境学研究所 教授</p>
---	---	---	--	--

お申し込み先 大阪ごみ減量推進会議 MAIL info@osaka-gomigen.net FAX 06-6765-1112

お問い合わせ先 大阪ごみ減量推進会議 北井 kitai@utopia.ocn.ne.jp TEL 080-6136-8774

主催 | 大阪ごみ減量推進会議 (HP: <http://osaka.gomigen.net/>) 共催 | 大阪市 NPO法人ごみゼロネット大阪 協力 | なにわエコ会議 助成 | 地球環境基金 (独立行政法人環境再生推進機構)

大阪ごみ減量会議の連続セミナー案内

奈良市の焼却工場移転問題(その2)

(8) 策定委員の私を不再任

(7) 項では策定委員会は理性的議論をすることなく、市長が固執する七条地区が適地とする決議をして、議会・七条地区住民との関係をさらに悪くしたことを述べました。実際それは現実化し、七条地区の2つの自治会が新たに反対の請願を出し議会が採択してしまうことになってしまったのです。それで仲川市長は、(2) 項で述べた「柳田維新の会市議「七条の選定理由と、他の候補地との比較検討も必要。」の提案を取り入れ「七条地区+従前の候補地」を比較検討するという妥協案を示しました。それだけだったら大歓迎だったのですが、同時に私を策定委員として不再任にするとの意向を示し、議会との関係はより悪化してしまいました。(その1) で述べたように、私は市長推薦の委員でなく、申請人の会推薦の学識経験者なので、申請人の会が私を不再任と決めない限り、市長は不再任措置を取れないのです。それは調停条項6条に申請人の会、自治会連合、議会の3団体推薦の委員については、市長はそれを尊重するという不文律に則るように書かれているからです。仲川市長は策定委員12名のうち、6名を交代させるとして、自治会連合委員2名、議会委員2名、学識経験者2名については、各々話し合い

了承を得たと言っています。問題なのは学識経験者1名については申請人の会推薦枠ですから、申請人の会の了承が必須要件なのに、これを怠ったまま6名を補充したと言っているのです。この措置の是非を決めるのは規約上策定委員会になります。市長は私のように盾突かない委員を多数にしてあるから、ここで決めることができているのだと思いますが、調停条項6条に則っているか否かは多数決で決める性質のものでなく、一人一人が是非を決めなければならないもので、議会選出3名のうち2名は確実に「否」の意見を述べるだろうから、他の委員は迷うことになると思います。市長は8月中には策定委を開くと言っていたのですが、先日の議会答弁では、9月中に開くとも言明しなかったのを見ると、決断できないのだと思います。私は9月議会で、議員が不当であるとの指摘をしてくれると、市長は方針変更を匂わすのでは？と期待していましたが、0回答であるのを見て首長になると、兵庫県知事のようにたとえ一人になっても、決して正論に従うとは言わなくてよい権力を持つのだなぁと改めて怖くなりました。

議会はこの不当性に怒り、私を超党派の学習会の講師に選んでくれました。7割の28人の議員が参加してくれいつもの奈良新聞以外にも全国紙の読売・毎日の記者も聴いてくれる盛況となりました。仲川市長は申請人の会推薦の学識経験者は2人いるが一人で十分と言っていますが、彼は私のごみ問題に直面している住民支援の専門家として参画しているのに、未だにごみ問題の専門家としか認識していないことを述べ、膠着状態になっている主因は「2本の煙突は建てない」という公約を反故にしながら真摯に謝罪しないところにあることを強調しました。

(9) 住民に拒否権を与えた背景

(7) 項では、市長の地元住民への対応が極めて拙かったから結果として住民に拒否権を与えてしまい、“迷惑施設との共存はイヤ！”という感情論が許される時代になってしまったと述べました。その主因は、首長が公害対策の具体的措置とその効果を自分の言葉で簡潔に語ることなく“迷惑をかけることはない！”とか“技術が進んだから大丈夫！”との結論を繰り返すだけになっているからだだと思います。仲川市長も東部地区住民に多分公害問題で迷惑をかけることはないことを50分程度も“説教”したのだとおもいます。地元のリーダーもきっと根回しを繰り返し、住民の感情の動きを整える苦労を重ねてきたのに、“説教”され炎上してしまったのだと思います。当時市長は出席していなかったからスタッフはこんな裏話を策定委でしてくれたのです。“説教”好きであることはわかっていたので、当日は“あいさつ”だけと念を押したのですが・・・と言っていました。

私も仮にリーダーになったら、どういうと理解してもらえるのか？はやってみないとわかりませんが、とりあえずは次のような歴史を語ることで？と思います。

- ① 70年代は、塩化水素除去対策が極めて不十分で、敗訴になる市があったが、それ以降は充実し、他の公害物質の計画値も法律以上になったので、このネタでは健康被害を立証しがたくなった。
- ② 煙突高は59mが多かったが、それ以上にする行政が増え、着地濃度も低くなった。ただ空港近くでは40m台もあったが、着地濃度は期待するほど高くならなかった。
- ③ アセスメントは計算だけのものが多かったが、現地で拡散実験をするようになり着地濃度が低いことが示された。
 - ① 豊中市・伊丹市クリーンランドなどでは建設後周辺で着地濃度を測定し始めた。
 - ② ダイオキシン問題が大きくなって以降和泉市・高石市・泉大津市の3市で構成する泉北環境整備施設組合では、周辺数ヶ所で毎年ダイオキシンの着地濃度を測定し規制濃度をはるかに下回る結果であることを公表している。
 - ③ 国は規模の小さい炉には補助金を与えなくなり、周辺の自治体と共同して建設させようとしてい

る。ところが“他所のごみはイヤ！”との住民感情を斟酌した議員が反対するところがあるから計画が止まっているところもある。大阪市議会はこの理解が進み数年前八尾市・松原市に加えて守口市も加わり大阪広域環境施設組合を結成した。

- ④ 反対住民はアセスを要求しなくなったため、アセスは形式的に環境調査をするだけになってしまっている。ただ費用は数千万円と巨額なので、兵庫県では同一場所での更新の際はアセスを不要にする措置を取っている。
- ⑤ これらが明らかになるにつれ、“公害反対”は主訴にならなくなり、パッカー車による交通問題等々の改善可能な訴えを根拠にするようになる。

(10) これからの方向性

1) 信頼関係を築ける言動を共に探す

前項で述べたように、「有害物質の排出により健康が損なわれる恐れがある」ことを論拠にする反対運動は、着地濃度が規制基準以下であることを測定されてしまうと、正しい理屈ではなくなるため、説得力を欠くようになっていきます。しかし火葬場と同様イメージの悪い施設との共存はイヤ！という感情は直ちに消えるわけではないので、行政側は(9)項の現実をどのように説明していくかが最重要課題になります。この説明はいきなり首長がしても上手くいかないから、スタッフが候補地によって異なる住民内の関係性を十分把握する“ねまわし”術を探すことが重要になります。奈良市ではスタッフがこれをやっていたのですが、市長は理解せず“説教”してしまったため、努力は水泡に帰したのです。奈良市長のように自分の言動を反省せず、“説教”するだけでは、かえって炎上してしまうから、最も大切なのは候補地住民と信頼関係を築き、“行政の苦勞もわかるから、許したるわ”と言ってもらえるような働きかけ方を共に探すことだと思います。

よく地元利益を与えることで了解をもらおうとしますが、自治会館、温水プール等の箱モノは現在では欲しくない施設なので有効ではなくなりました。最近使える利益は「売電料金を地域開発に使う」ですが、信頼関係を築いたうえで言わないと“金で心を買れと言うのか！”と言われてしまうから、タイミングが重要になります。東大阪市と大東市で構成する東大阪都市施設組合(人口規模約70万人)では、9億円/年の売電収入があります。奈良市に換算すると4億円になるので、仲川市長は説明会でこれを言ったのですが、好タイミングでなかったため、住民の心に刺さりませんでした。

反対する住民はホンネでは「健康被害の恐れ」はないことを知っているある民間の処理業者は、最後の切り札として「健康被害が生じれば救済費として〇〇億円積み立てておく。」と言うと次回から説明会への出席率は激減し、“丸く収まる”と言っていました。行政にはできないこのような措置も民間ならできるのだと学びました。

2) 弁護士費用を負担

(9)項の説明は専門的な科学・技術用語や行政用語で説明されるため、住民側はよく理解できません。それを補うため行政側は住民が希望する弁護士等の専門家を雇う費用を支払う用意があることを表明した方がよい場合があります。奈良市の場合、その役割を私が担うことになりました。この措置は武蔵野市の反対運動に関わった亡くなられた寄本早大教授から学びました。

3) 話し合いのテーブルを作る

1)、2) の用意をしてから、次に候補地住民と理性的な話し合いができるテーブルを作ることになります。住民側は他地区住民の参加を望まない場合もあるので、どのような公開制を採用するとよいのか？を話し合い、その次に議事録は必ず取ることを決めるなど、話し合いが混乱しないルールを決めたうえで、テーブルを運営すると良いと思います。

大阪市では、IR 建設反対運動など、行政の政策に疑問を持つ市民とは、ルールを決めて話し合うテーブルを作ることを要綱にして公開しているのですが、市民団体はこの制度を活用しています。大阪市のHPを見ると『団体との協議等のもち方に関する指針（業務対応マニュアル）』という文書がありここには以下のことが書かれています。首長の政策の是非は議論対象にはせず、その政策の進行役を担うスタッフの進行策の是非を対象にすること、議論時間は2時間、議題は予め決める等々のルールが書かれています。首長が参加すると「説明会」になり是非をめぐる議論になってしまい怒号が飛び交う場になりがちになるのを修正する効果があるので、IR問題に取り組む市民団体はこの制度を活用しています。

奈良市の場合、移転候補地を策定委員会が探し決定する使命を帯びていたので、委員の選び方等のルールをきちんと決め運営してきたのですが、七条地区についての議論は俎上に上げぬまま、事実上議論を進める等々、奈良市がルール順守をしなくなり、私の不再任もルール違反が明白なのに進めるなど、他市では起こりえない極めてまれなケースになっています。

4) 候補地を選定

奈良の場合、移転に適した場所は市内全域から選ぶことにして→50か所ぐらいから選定要件と除外要件を決め→15か所に絞り込んでから→選定要件を点数化して→順位をつけ→上位から4件を選び→このうちの2位を候補地に選定しました。1位は市有地だったのですが、点数差はわずかで敷地の形が悪かったのです。2位の私有地はゴルフ場の予定地で広く、持ち主が売る意向を持っていたので、これを候補地に決めたのです。

しかし、この時はまだ策定委員会は、「健康被害の恐れはない」ことを示す証拠があるとは気づいていなかった。「住民同意」が必要と思っていたし、同意をもらう役割は行政が担うべきと思っていたので、3)の話し合いのテーブルの在り方については思いが至らず、奈良市に任せることになり、委員会は経過を聞くだけになってしまったのです。今から考えると、「策定委員会が候補地を決める。」と明記しているのですから、少なくとも委員長も同席するとの措置を取るべきであったと反省しています。それと市長が“説教”中心の対応をする人であるとは全く予想もしなかったからです。

今回は全候補地でなく、「七条地区+従前の候補地」から選ぶとよく、しかも健康被害の恐れは無いという前提で選ぶとよいから、従前の候補地の点数と七条地区の点数を比べ点数の大きい方を選ぶとよいことになります。これは委員の主観が入らない客観基準で選ばれるから、感情的な意見は説得力を持ちません。

ただ委員の中には、必ずしも候補地の住民がいるわけでないし、いても一名程度であり、候補地住民の総意を尋ねる必要はあると思います。そのためには住民の意見を求める機会を設け、文書なり、出席して意見を述べてもらい、その意見に合理性があれば修正するなどの措置をして最終決定をすべきと思います。

(森住 明弘記)